

5.5 人と自然との触れ合い活動の場

5.5.1 現況調査

1) 調査項目

敷地の存在（土地の改変）、構造物の存在、施設等の管理及び利用による、人と自然との触れ合い活動の場を与える影響について予測及び評価を行うため、以下の項目について調査を行った。

- ・人と自然との触れ合い活動の場の状況

2) 調査方法

調査対象は、事業実施想定区域及び周辺の調査・予測地域に存在する「人と自然との触れ合い活動の場」とし、図5.5.1の4件を抽出した。

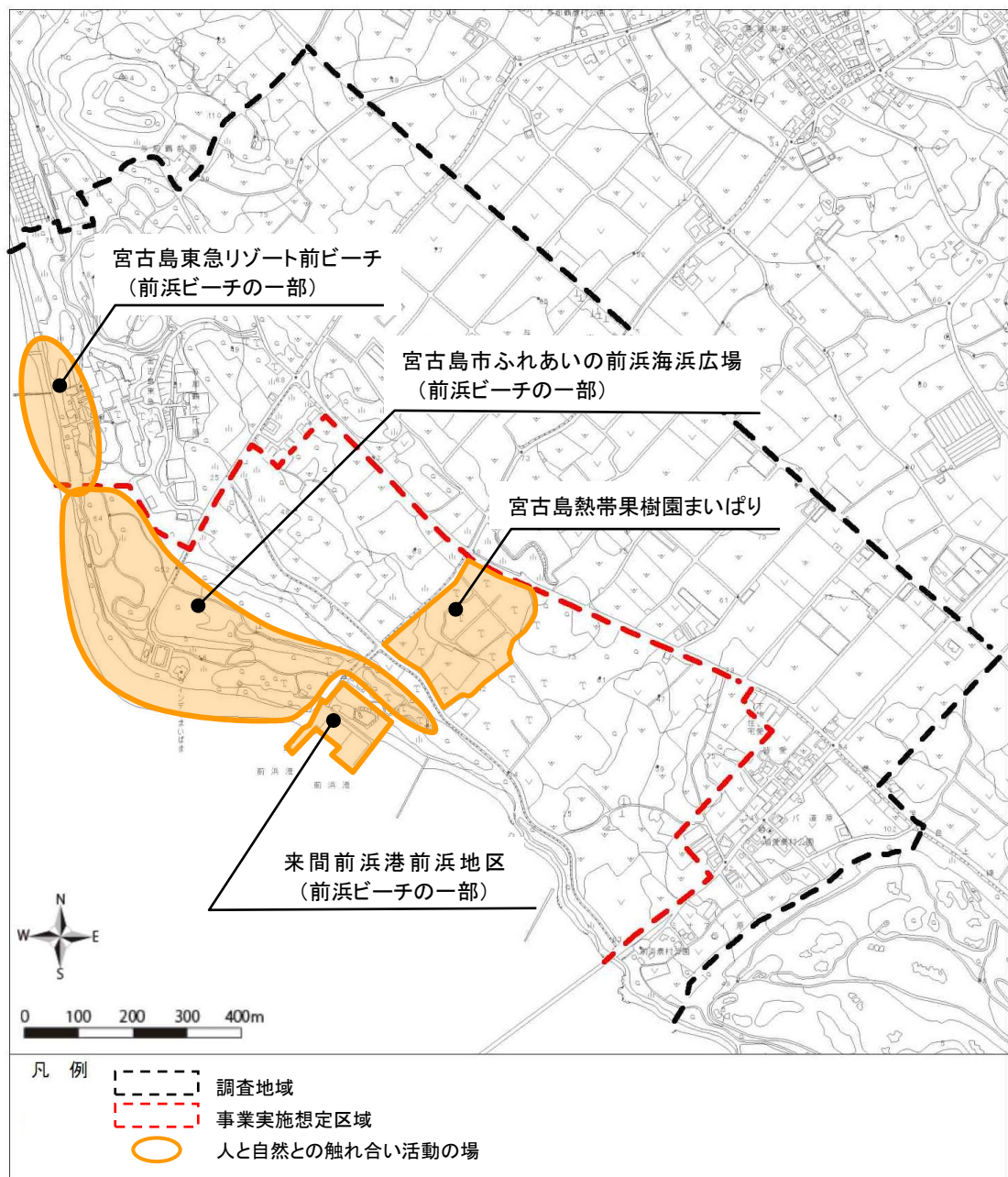


図 5.5.1 人と自然との触れ合い活動の場の調査区域と調査対象

① 文献調査

『宮古圏域観光拠点基本構想検討業務』（H23年3月、沖縄県）により、各施設の概要を確認した。

② 現地調査

図5.1.1に示す各施設について、人と自然とのふれあい状況の現地確認を行った。

③ 聞き取り調査

各施設の管理者及び観光関連団体等に、人と自然とのふれあい状況について聞き取りを行った。

3) 調査結果

① 宮古島市ふれあいの前浜海浜広場

この場所は、美しい海と白砂の景観を求め、多くの人々が訪れる宮古島随一の観光名所である。本施設は、その視点場及び視点場へのアクセス、レクリエーション空間、サービス拠点を提供している。

来訪者は多く、自然景観を楽しみビーチに触れることに対する来訪者の満足度は高い。ビーチでは散策・自然景観の鑑賞が主であるが、ウェディング、遊泳、その他ボート等を使ったマリレジャーも行われている。またきめ細かく豊富な砂浜はビーチバレーの好適地であり全国大会が開催される。しかし大多数の来訪者の滞在時間は短い。遊泳シーズン以外はサービス施設であるウィンディまいばまの利用者も少なく、開店していない時期が多い。またトイレ、シャワー施設は老朽化が進んでおり、利用者に敬遠されている。整備当初には芝生広場、屋外劇場、キャンプ広場等があったが、これらも砂に埋もれたり樹林化するなどして、利用できない状況である。保安林内の遊歩道は、浜に面した一部区間が砂に埋もれていたり、東屋が老朽化しているなどの状況もあるが、その他は概ね良好な状態で管理されており、宮古ならではの海岸性の森の自然に触れられる場となっている。しかし利用者は少ない。

② 来間前浜港前浜地区

港が観光遊覧船やレジャーボートの発着場所となっており、海の自然に触れる機会を提供している。しかし現在は個人やマリレジャーサービス業者が散発的に使用しているにすぎない。施設利用のコントロールは十分ではなく、海域利用ルールの周知不足により、漁業者とのトラブルも一部で発生している。

③ 宮古島熱帯果樹園まいぱり

民間事業者が運営する有料施設である。宮古島の気候風土を生かし、熱帯果樹や花木を鑑賞する場を提供している。また宮古馬が飼育されており、馬とのふれあいが可能である。

カートによるガイド付きツアーが基本であるため、ユニバーサルに誰でも自然に親しめること、ガイドがあることでより関心を深められることが特徴である。

④ 宮古島東急リゾート前ビーチ

事業実施想定区域内のビーチと一体的に連続するビーチである。ホテル客の利用が主であるが、ビーチは一般に開放されている。

事業実施想定区域内のビーチと同様に海の景観を楽しむ場として多くの利用者があるほか、ホテルがクラゲネットを設置し、監視員を配置して安全な遊泳環境を提供しているため、海水浴を通じて直接自然と触れ合える場となっている。

ホテルでは海水浴のほかにもさまざまなマリンレジャー、自然体験のサービスを提供しており、ゆっくりと自然を楽しみたい宿泊客に好評とのことである。

5.5.2 予測

1) 予測項目

以下に示す項目を対象に予測をおこなった。

- ・人と自然との触れ合い活動の場の変化

2) 予測方法

予測地域は事業実施想定区域の西側に連続するビーチを含む、事業実施想定区域周辺とする。

予測の前提は2章に記載する計画原案であるA案、B案とし、人と自然との触れ合い活動の場の分布等の調査結果とA案、B案の重ね合わせにより、影響の予測を行った。

なお、A案、B案では詳細な施設計画は明らかでなく、利用内容も想定段階であることから、人と自然との触れ合い活動の場となる空間の内容や活用の度合が変動することによる、予測の不確実性が残る。

3) 予測結果

配慮書対象事業である公園整備事業による、人と自然との触れ合い活動の場の変化は、表5.5.2-1に示すとおりである。概ねプラスの影響と予測される。

予測地域において現在ある触れ合いの場のうち前浜海浜広場と前浜港は、A案、B案いずれにおいても基本的な機能を継続するため、事業実施による大きな影響はないと予測され、逆に負の要素となっている管理不足の改善が期待される。

観光農園である熱帯果樹園まいばりについては、公園整備事業において観光農園を継続するか否かはA案、B案いずれにおいても未定であるが、現施設を撤去して新たな公園施設が整備される場合であっても、自然と触れ合うレクリエーション施設が想定されていることから、事業実施による大きな影響はないと予想される。ただし現状の人による案内ガイドやユニバーサルなサービスは人と自然との触れ合いの質を高めており、公園整備においてこうした質の部分に影響が生じる可能性がある。

東急リゾート前ビーチは、A案、B案いずれにおいても、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。

これらの調査対象とした人と自然との触れ合い活動の場のほか、予測地域内で現在は農地や原野となっている空間の多くが、A案、B案いずれにおいてもキャンプ場や牧場、芝生広

場など、新たな人と自然との触れ合いの場が増加し、その多様性も豊かになると予想される。A案、B案に大きな差はないが、現況で畑の中に樹林地が残る敷地西側において、A案ではレクリエーション広場、B案では多目的グラウンドが配置される。B案の多目的グラウンドは平坦に造成する必要があるが、樹林地の既存環境を活かしより多様性のある人と自然の触れ合いの場を提供する可能性という点で、A案に比べて低いと予測される。

表 5.5.2-1 人と自然との触れ合い活動の場の変化

人と自然の触れ合いの場		A案	B案
宮古島市ふれあいの前浜海浜広場		<ul style="list-style-type: none"> ・A案, B案とも、敷地の存在の面で大きな変化はなく、事業による負の影響は少ないと予測される。 ・A案, B案とも、構造物の改修によって人と自然との触れ合い活動に対して良好な影響が予測される。 ・A案, B案とも、施設の管理及び利用の面では、現在マイナス要因である管理不足の改善により、人と自然の触れ合い活動が積極的に推進され、良好な影響が期待される。 	
来間前浜港前浜地区		<ul style="list-style-type: none"> ・A案, B案とも、敷地の存在の面で大きな変化はなく、事業による負の影響は少ないと予測される。逆に現在マイナス要因である管理不足の改善により、人と自然との触れ合い活動がより活発化することが期待される。 	
宮古島熱帯果樹園まいぱり		<ul style="list-style-type: none"> ・A案, B案とも、公園整備事業において観光農園を継続するか否かは未定であるが、現施設を撤去して新たな公園施設が整備される場合であっても、観光レクリエーションゾーンとして自然と触れ合うレクリエーション施設が想定されていることから、事業による大きな影響はないと予測される。 ・ただし現状の人による案内ガイドやユニバーサルなサービスは人と自然の触れ合いの質を高めており、公園整備後の管理運営形態によっては、A案, B案とも、これらの質の部分に影響が生じる可能性がある。 	
宮古島東急リゾート前ビーチ		<ul style="list-style-type: none"> ・A案, B案とも、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。 	
予測地域内の新たな人と自然との触れ合い活動の場	(キャンプ場、牧場、ほか自然空間での活動の場)	<ul style="list-style-type: none"> ・A案, B案とも、現在農地及び原野等となっている空間の多くにおいて、自然の中での生活を体験する林間キャンプ場、動物と触れ合える牧場、自然の中での遊び場など、公園整備によって人と自然が触れ合える多様な場が新たに創出され、良い影響があると予測される。 	
	(既存樹林地等を活かした広場)	<ul style="list-style-type: none"> ・A案は予測地域西側の既存樹林地の存在する一帯に観光・レクリエーションゾーンとして多目的レク広場などを想定している。造成の必要なB案に比べて現況を取り込んだ整備の可能性は高いため、A案がより多様な自然との触れ合いの場を提供できると予測される 	<ul style="list-style-type: none"> ・B案は予測地西側に多目的グラウンドを想定していることから、既存樹林地を撤去し平坦に造成する可能性が高いことが予想され、A案よりも自然との触れ合い活動の場の多様性という点でやや劣ると評価される。 ・ただし、他の空間での自然空間の設計内容によって人と自然の触れ合い活動をより向上させる可能性は十分にある。

5.5.3 評価

1) 評価方法

各案の選定事項について公園整備事業による環境影響の程度を整理し、A案とB案について定性的な予測結果を比較し、環境影響の回避又は低減等について評価した。

併せて、沖縄県や宮古島市が策定している関連計画の目標等との整合性を検討した。

2) 影響の比較・検討

① 人と自然との触れ合い活動の場への影響の比較

影響の比較は、表 5.5.3-1 に示すとおりである。

人と自然との触れ合い活動の場への影響については、A案、B案ともに大差はない。

事業実施に伴うマイナスの影響はともにほとんどなく、むしろ人と自然の触れ合う活動の場が増加し、その内容も多様化するため、プラスの影響が大きいと評価される。

なおプラスの影響を及ぼす公園整備において、A案が一部で優位性があると評価されるものの、今後の計画次第で、A案、B案とも多様な人と自然との触れ合い活動の場を創出可能であり、大きな違いではない。

② 環境配慮の方向性

- ・人と自然との触れ合いにおいて、既存の優れた自然環境が最も重要であり、触れ合うための施設整備に際しても自然を改変することはできる限り控え、影響を最小限とする。
- ・特に海浜部の利用拠点となる施設においては、既存施設のリニューアルや既に人為的に改変された場所での整備を基本とすることで、自然景観の保全に努める。
- ・内陸部の平坦地において各種の公園施設を整備する際には、多様な人と自然との触れ合いの場の創出に努める。
- ・利用計画、管理計画において、本公園のすぐれた環境を十分に生かした人と自然との触れ合いの推進を積極的に図る。

また、触れ合い活動の種類や質は、各空間の自然度や自然空間へのアクセスなどの施設計画、そして体験を促したり深めたりする管理運営面のサービスによって変わってくる。これらの計画の詳細が未定であるため、今後の事業計画の進捗を踏まえ、以下に示す環境配慮の方向性について具体化を図っていく予定である。

表 5.5.3-1 人と自然との触れ合い活動の場への影響の比較

人と自然との触れ合い活動の場	A案	B案
宮古島市ふれあいの前浜海浜広場	◎	◎
来間前浜港前浜地区	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による負の影響は少ない。 ・建造物の改修や施設の管理の面では、人と自然の触れ合い活動に対して良好な影響が想定される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業実施による負の影響は少ない。 ・建造物の改修や施設の管理の面では、人と自然の触れ合い活動に対して良好な影響が想定される。
宮古島熱帯果樹園まいばり	○	○
	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園整備事業において観光農園が継続されるか否かは未定であるが、機能は継承されることから事業による大きな影響はないと予想される。 ・公園整備後の管理運営形態によっては、人と自然の触れ合いの質の部分に影響が生じる可能性がある。
宮古島東急リゾート前ビーチ	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の管理及び利用の面で、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・施設等の管理及び利用の面で、公園内ビーチにおいて同様の遊泳環境整備が行われた場合、競合によって触れ合い活動の頻度が下がる可能性がある。
予測地域内での新たな人と自然との触れ合い活動の場	◎	◎
	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在・建造物の存在の面では、人と自然が触れ合える場が増加し、良好な影響が想定される。 ・利用及び管理の面でも、人と自然の触れ合い活動の活発化が予測される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・敷地の存在・建造物の存在の面では、人と自然が触れ合える場が増加し、良好な影響が想定される。 ・A案に比べ、新たな人と自然の触れ合いの場の一部で既存樹林地の活用可能性がやや小さいが、大きな差とはいえない。 ・利用及び管理の面では、人と自然の触れ合い活動の活発化が予測される。
総合比較	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> ・A案、B案にほとんど差はない。 ・人と自然との触れ合い活動への影響が想定されるのは唯一、東急リゾート前ビーチの利用減であるが、一連のビーチ全体としては向上が予想される。 <p>人と自然との触れ合い活動の場として全体が機能することになり、十分に発揮できていなかった既存施設の改善が考えられることから、全体としてプラスの影響といえる。</p>	

注) 記号の意味

総合比較以外
◎：良好な影響が想定される
○：影響は小さいまたはないと想定される
△：一定の影響が想定される
×：影響が想定される
(記号が△同士の場合)
+：他の案に比べて優れている
-：他の案と比べて劣っている
：他の案と比べて優劣をつけがたい

総合比較の記号の意味
○：他の案に比べて優れている
△：他の案とほとんど差がない
×：他の案と比べて劣っている

3) 目標等との整合性の検討

- ・「宮古島市総合計画」（宮古島市、平成 19 年）では、「花とみどりであふれる島づくり」や「自然資源を活かした観光リゾート地整備、観光産業の振興」が挙げられている。宮古随一の自然資源を有する海辺の当公園においては、自然の創出とともに自然との触れ合いが当然に求められているといえる。

表 5.5.3-2 人と自然との触れ合い活動の場に係る関連計画の目標等

<p>【第 1 次宮古島市総合計画（宮古島市、平成 19 年）（計画期間：H19-28 年度）】</p> <p>基本目標 1/6 「地下水に配慮した循環型社会、花とみどりであふれる島」</p> <ul style="list-style-type: none">・花とみどりの島づくりの推進 <p>基本目標 2/6 「明日に夢をつなぐ活力と多彩な交流によるにぎわいのある島」</p> <ul style="list-style-type: none">・地域の特性を活かした観光産業の振興ー美しい海、砂浜等の自然景観を保全・活用し、民間活力による観光・海洋性健康リゾート地の整備を促進します。 <p>【エコアイランド宮古島プロジェクト（宮古島市、平成 11 年～）】</p> <p>宮古島市ではエコアイランド宮古島の実現を図る上で、環境を基軸とした活性化を目指した各種プロジェクトを実施している。その中でエコプログラム（学習・研修・体験）発信推進事業として、自然体験等を実施している。</p>

配慮書対象事業においては、ここで挙げられた花とみどりの島づくりや自然資源を活かした観光リゾート地整備、自然体験の展開、観光産業の振興の実現につながる施設の整備が計画されており、A案・B案いずれにおいても表 5.5.3-2 に示す人と自然との触れ合い活動の場に係る関連計画の目標等との整合が図られていると評価する。

5.6 歴史的・文化的環境

5.6.1 現況調査

1) 調査項目

敷地の存在（土地の改変）による歴史的・文化的環境に与える影響について予測及び評価を行うため、以下の項目について調査を行った。

- ・歴史的・文化的資源の状況

2) 調査方法

① 文献調査

歴史的・文化的資源の状況については、事業実施想定区域及びこの周辺地域を調査地域として、沖縄県や宮古島市が発行している既存文献の整理を行った。

② 現地調査

現地踏査を行い、歴史的・文化的資源の把握に努めた。この際に確認できた資源については、周辺住民への聞き取りも行った。

3) 調査結果

① 歴史的・文化的環境の状況

■文献調査に基づく状況

事業実施想定区域内及びその周辺地域の歴史的・文化的資源のうち文献調査に基づく状況は、「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況 3.2 自然的状況の歴史的文化的環境」に示すとおりである。

この結果では、事業実施想定区域内には国・県・市の指定文化財はなく、埋蔵文化財包蔵地の指定もない。

隣接地では、事業実施想定区域の北西側 500mの場所にある「前山御嶽」が宮古島市の文化財に指定されているが、これは「前山御嶽の植物群落」として天然記念物に指定されているものである。

前山御嶽は琉球石灰岩の小高い丘の上に位置し、フクギを中心とする植物群落に囲まれている。このフクギは1500年代に植樹されたものといわれ、直径1mを越す大木も多く、ほかにガジュマルやセンダンの大木も見られる。

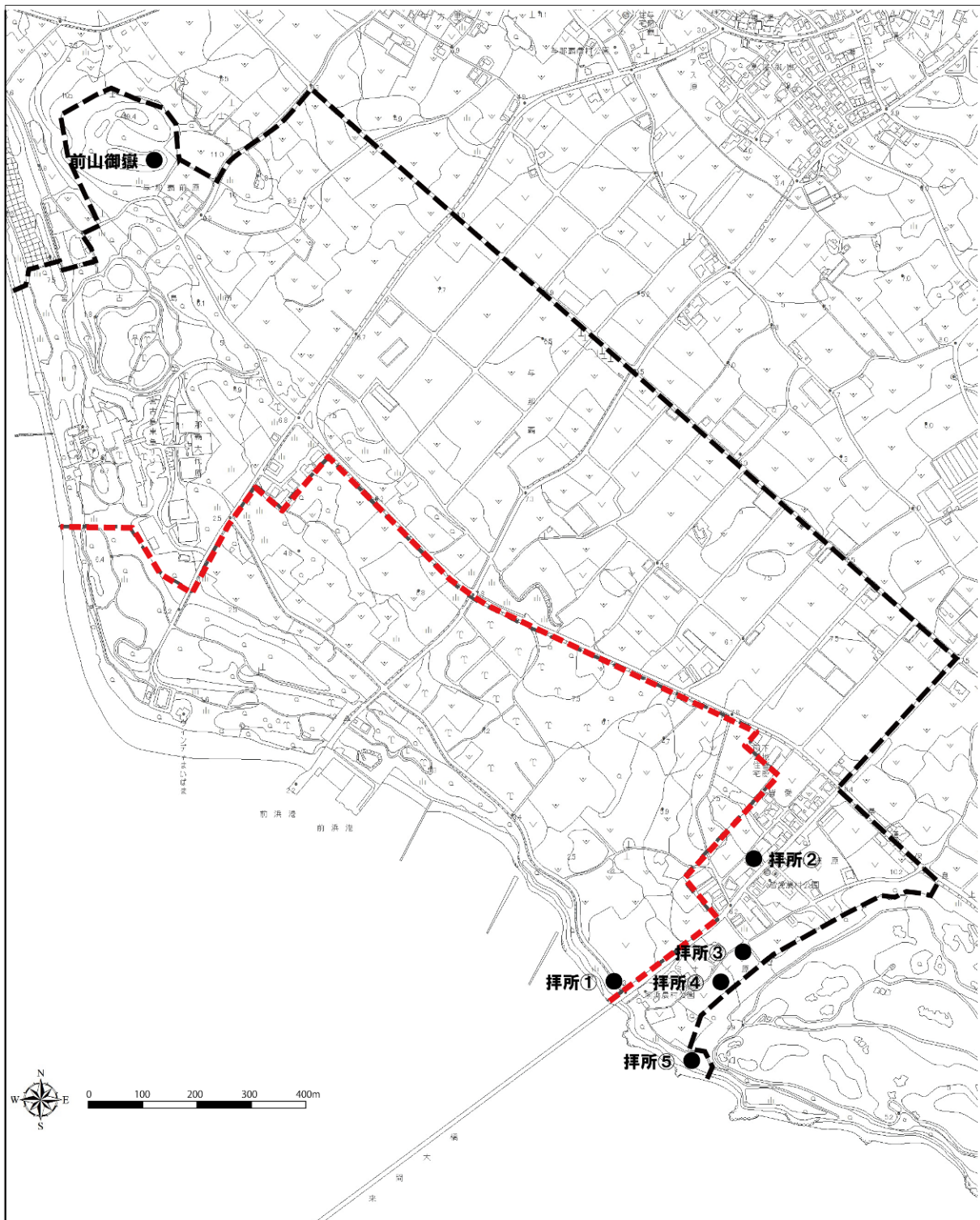
■現地踏査に基づく状況

また周辺住民への聞き取りを含む現地踏査の結果、拝所が1ヵ所確認でき、そのほかに事業実施想定区域外の隣接地に4ヵ所の拝所が確認できた。

これらの拝所の状況は表 5.6.1-1 に示すとおりである。また、調査地域・予測地域と拝所の位置を図 5.6.1-1 に示した。

表 5.6.1-3 事業実施想定区域内及び周辺の歴史的・文化的資源の状況

名称	祭神	整備状況	管理や利用の状況
前山御嶽	不明	籠もり屋となるコンクリート造の建物があり、入口には文化財指定の解説板がある。	旧暦の3月、8月、11月に与那覇集落の神子による「七日籠り」という、豊年祈願と厄除けの行事が行われる。
不明（拝所①）	竜宮 (海神)	来間大橋のたもとにあり、コンクリート製の香炉台が置かれている。	皆愛集落の住民が年に1回清掃を行い、海事安全の祈願祭を行っている。
不明（拝所②）	不明	入口には鳥居が設けられ、コンクリート造の祠や石製の香炉などが置かれている。	個人（親族）で整備したものであり、清掃は年に1回集落で行っているが、利用している（拝んでいる）のは個人（親族）である。
不明（拝所③）	不明	木の根元に、香炉代わりの石が置かれている。	皆愛集落で年1回の清掃と祈願を行っている。
不明（拝所④）	不明	木の根元に珊瑚の石積みがある。	皆愛集落で年1回の清掃を行っているが、利用は不明（個人有）。
不明（拝所⑤）	竜宮 (海神)	(現地を確認出来ず)	皆愛集落の住民が年に1回清掃を行い、海事安全の祈願祭を行っている。



凡例

--- 調査地域、予測地域

--- 事業実施想定区域

● 歴史的・文化的資源
 (拝所の名称が不明なため、便宜上①から⑤の番号を振っている)

図 5.6.1-1 調査地域・予測地域と歴史的・文化的資源の位置

5.6.2 予測

1) 予測項目

予測は、以下に示す事項とした。

- ・歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化

2) 予測方法

予測地域は事業実施想定区域及びその周辺地域とし、2章に記載する計画原案であるA案、B案を予測の前提とした。

歴史的・文化的環境の調査結果とA案、B案の重ね合わせにより予測した。

なお、A案、B案は、土地利用のゾーニングのみにとどまり、詳細な造成計画や施設計画は明らかになっておらず、また歴史的・文化的環境の詳細に関して不明な点もあるため、歴史的・文化的環境が改変される範囲が変動したり、新たな歴史的・文化的環境が発見されることによる、予測の不確実性が残る。

3) 予測結果

歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化は、表 5.6.2-1 に示すとおりである。事業実施想定区域内に分布する拝所1カ所（拝所①）については、当該地はA案、B案とも「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは大規模な改変は行わない、保全を基調とした土地利用がなされる場所であるため、周辺部も含めて保存されると予測される。

事業実施想定区域周辺に分布する前山御嶽ほか3カ所の拝所も、事業の直接的な影響は無く、その周辺での公園利用に伴う利用環境の変化も少ないと予測される。

表 5.6.2-1 歴史的・文化的資源の直接的改変、利用環境の変化

歴史的・文化的資源の名称	A案	B案
前山御嶽	事業実施想定区域から直線距離で600m以上離れ、事業の影響はない。	事業実施想定区域から直線距離で600m以上離れ、事業の影響はない。
拝所①（名称不明）	「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは保全を基調とした土地利用が行われるため、周辺環境も含めて保全される。	「海辺の森保全・活用ゾーン」に含まれ、ここは保全を基調とした土地利用が行われるため、周辺環境も含めて保全される。
拝所②（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所③（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所④（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。
拝所⑤（名称不明）	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外にあり、事業の影響は無い。

5.6.3 評価

1) 評価方法

各案の選定事項について環境影響の程度を整理し、A案とB案の予測結果を比較し、環境影響の回避又は低減等について評価した。

併せて、沖縄県や宮古島市が策定している関連計画の目標等との整合性を検討した。

2) 影響の比較・検討

①歴史的・文化的環境への影響の比較

歴史的・文化的環境への影響の比較は、表 5.6.3-1 に示すとおりである。

歴史的・文化的環境への影響については、A案、B案とも差はない。

事業実施に伴う影響は、A案、B案とも少なく、影響はほとんど回避できると評価される。

表 5.6.3-1 歴史的・文化的環境への影響の比較

名称	A案	B案
前山御嶽	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所①（名称不明）	○	○
	「海辺の森保全・活用ゾーン」にあり、周辺環境とともに保全されるため、事業の影響は少ない。	「海辺の森保全・活用ゾーン」にあり、周辺環境とともに保全されるため、事業の影響は少ない。
拝所②（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所③（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所④（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
拝所⑤（名称不明）	○	○
	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。	事業実施想定区域外であり、事業の影響は無い。
総合比較	△	△
	<ul style="list-style-type: none"> ・両案に差はない。 ・唯一、事業実施想定区域内にある拝所①は両案ともに「海辺の森保全・活用ゾーン」内に含まれ、保全が図られる。 	

② 環境配慮の方向性

- ・歴史的・文化的環境に対しては、文化財保護法ならびに宮古島市文化財保護条例を踏まえて適切に保存・活用を図る。
- ・御嶽、拝所については、バッファーとなっている周囲の森（木立）の保全を図り、必要に応じて修景等も検討する。
- ・地域の信仰の場でもあることに留意し、その妨げとならないような、適切な利用環境を整える。

3) 目標等との整合性の検討

沖縄県では、残された自然環境を保全しつつ、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやさらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向けて、第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年）を策定し、自然環境の保全全般を網羅する環境配慮事項を示している。

また、宮古島市では、第1次宮古島市総合計画（宮古島市、平成20年）を策定し、島づくりの目標のひとつに『個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島』を掲げ、その実現のための方策を示している。

表 5.6.3-2 歴史的・文化的環境に係る関連計画の目標等

<p>【第2次沖縄県環境基本計画（沖縄県、平成25年）】（関連箇所を抜粋）</p> <p>圏域別配慮指針</p> <p>4-4 宮古圏域の環境配慮事項</p> <ul style="list-style-type: none">・開発等に当たっては、島の環境特性を踏まえ、自然環境の保全に十分配慮する。・観光産業においては、多様で個性豊かな自然環境や歴史的・文化的に優れた地域資源を生かすとともに、環境容量（キャリングキャパシティ）を踏まえた環境保全活動と経済活動が共存するルール作り等の取り組みに努める。
<p>【第1次宮古島市総合計画（宮古島市、平成20年）】（関連箇所を抜粋）</p> <p>島づくりの基本目標</p> <p>3 個性豊かな文化をはぐくみ、一人ひとりが輝く島</p> <p>4) 芸術文化の振興と文化財の保護、活用の推進</p> <p>文化活動への市民参加を促進し、関係団体の育成や連携強化に努めるとともに、優れた芸術文化の鑑賞機会を拡充し、情操の育成と創造性豊かな市民の芸術文化活動の活性化を図ります。</p> <p>貴重な文化遺産の保存・継承に努めるとともに、文化財の保護啓発と伝統的技術等の伝承に努めます。</p>

本事業では、事業実施想定区域内に指定文化財は無く、1ヶ所ある拝所も、A案、B案ともに保全を基調とした土地利用が計画されている場所にあり、文化財の保護には抵触しないと考えられる。

また、都市公園の役割のひとつに歴史・文化資源を活用し、地域のコミュニティの醸成や地域振興を図ることがある。この場合の歴史・文化資源は、モノ以外、例えば伝統芸能や伝統工芸・産業、行事や習俗から食生活まで幅広くとらえられる。

事業計画（公園計画）においては、宮古島全般に残るこのような要素を活用したイベントや利用プログラムの提供も積極的に行われることになり、表 5.6.3-2 に示す歴史的・文化的環境に係る関連計画の目標等との整合は図られていると評価する。